

●互理町地域防災計画の修正内容について

- ① 現行の互理町地域防災計画（平成 26 年 2 月策定）の修正については、平成 31 年 2 月 4 日に開催した互理町防災会議（第 1 回）において、全国各地の自然災害からの教訓や、国・県の計画修正、本町防災体制の整備状況等の内容を踏まえて修正を行う旨で、承認をいただきました。

●承認いただいた修正方針・内容等

- ・ 現行の『地震対策編』『津波対策編』『風水害対策編』及び『資料編』の様態を踏襲する
- ・ 関係法令や計画、各機関組織及び事務等は県計画の修正記載を基本とする
- ・ 町の防災拠点及び組織変更等を反映させる
- ・ 関係する町計画及びマニュアル等との整合性を確保する
 - (1) 互理町津波避難計画 <修正>
 - (2) 災害対策本部設置・運営マニュアル <修正>
 - (3) 災害時職員初動対応マニュアル <修正>
 - (4) 避難所開設・運営マニュアル <修正>
 - (5) 互理町業務継続計画 【新設】

- ② その後に、委員の皆さま方（各関係機関）より頂戴したご意見、国から新たに示されたガイドライン、令和 2 年度より予定されている本町行政組織の変更等を反映させるとともに、直近の『令和元年台風第 19 号』対応時の反省点等も反映し、更に実践的で効果の見込める計画へと修正を行ったものです。

なお、修正案に関する意見募集（パブリックコメント）を、11 月 25 日～12 月 13 日の期間で実施しましたが、意見等はありませんでした。

- ③ 修正事項については、下記の 3 項目に分類して整理をしました。

1. 近年の自然災害の教訓等を踏まえた防災基本計画等の修正の反映
2. 本町の施策の進捗や状況を踏まえた修正
3. 関係機関及び本町の組織等変更に伴う修正

各項目の主要な修正について抜粋し、次ページより記載しているものです。

1. 近年の自然災害の教訓等を踏まえた防災基本計画等の修正の反映

■住民等の円滑かつ安全な避難の確保

～避難指示・勧告等の発令体制の強化～

● 5段階の警戒レベルに対応させた避難勧告等の発令

「避難勧告等に関するガイドライン」において、風水害の場合に、住民等がとるべき行動を明確にわかるよう伝達するため、5段階の警戒レベルが設定され、避難勧告等も警戒レベルに対応して位置づけられたことを踏まえ、必要事項を追加し、発令の考え方などの記載を充実した。

- ・「避難準備・高齢者等避難開始」はレベル3、「避難勧告」と「避難指示（緊急）」はレベル4、新たに設けられた「災害発生情報」はレベル5。
- ・避難行動に時間を要する者はレベル3で避難、レベル4では避難のための立退きを勧め促す避難勧告、及びそれらに重ねて、災害の危険が目の前に切迫している状況で緊急に避難を要するときには避難指示（緊急）により、避難（立退き）を指示するもの。
- ・警報、注意報等の防災気象情報も警戒レベルに対応（後述）。

○ 修正の要因となった近年の災害・発生時期

- ・平成30年7月豪雨災害（岡山県、広島県、愛媛県等）

○ 修正の根拠・理由等

- ・避難勧告等に関するガイドラインの改定（H31.3）

○ 巨理町地域防災計画の該当する項目（修正する箇所）

地震	津波	風水害
—	—	3章14節

■警戒レベルと避難勧告等

警戒レベル	住民等がとるべき行動	住民等に行動を促す情報	
警戒レベル5	・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	・災害発生情報	町が発令
警戒レベル4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	・避難勧告 ・避難指示（緊急） ※避難指示（緊急）は、緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令	
警戒レベル3	・高齢者等は立退き避難する。 ・その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	・避難準備・高齢者等避難開始	
警戒レベル2	・避難に備え自らの避難行動を確認する。	・洪水注意報 ・大雨注意報	が気象庁
警戒レベル1	・災害への心構えを高める。	・早期注意情報	

■住民等の円滑かつ安全な避難の確保

～洪水・土砂災害等に関する情報提供の強化～

● 警戒レベルに対応させた洪水・土砂災害に関する情報提供の充実

気象庁等は、避難勧告等の発令基準に活用する大雨、洪水、高潮の警報等の防災気象情報について警戒レベルとの関係が明確になるように発表することを受けて、その旨を追記するとともに記載を充実した。

- ・警戒レベルと防災気象情報等の関係や警戒レベルと住民がとるべき行動を表形式で追加。
- ・洪水予報（阿武隈川）について警戒レベルを追加し、記載充実。

災害時に避難行動が容易にとれるよう、防災情報を直感的に理解しやすいものとして提供するものである。

○ 修正の要因となった近年の災害・発生時期

- ・平成30年7月豪雨災害（岡山県、広島県、愛媛県等）

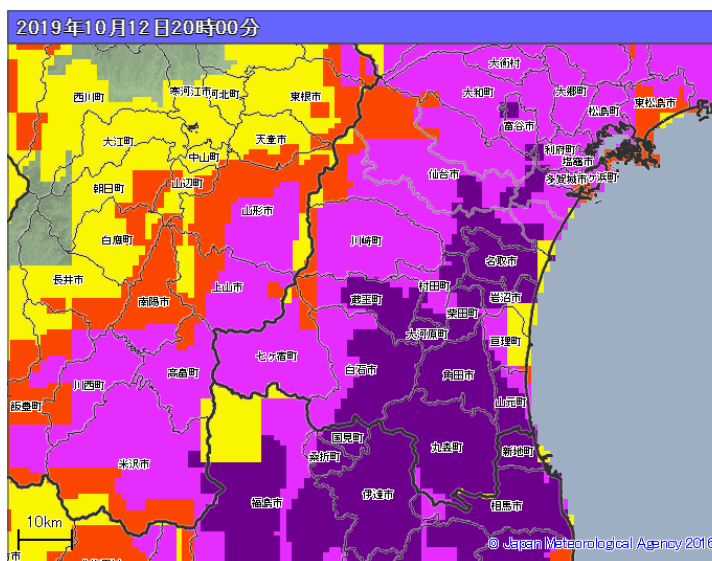
○ 修正の根拠・理由等

- ・避難勧告等に関するガイドラインの改定（H31.3、内閣府）

○ 巨理町地域防災計画の該当する項目（修正する箇所）

地震	津波	風水害
—	—	3章1節

■大雨警報（土砂災害）の危険度分布（参考例）



台風第19号時（10月12日20時）の状況で、土砂災害に対しては、巨理町内陸側はレベル4相当の非常に危険、海岸側は警戒レベル2相当の「注意」の状況であった。

出典：気象庁防災情報 大雨警報（土砂災害）の危険度分布

■警戒レベルと防災気象情報等・避難勧告等

警戒レベル	防災気象情報等の情報			町の対応 (避難勧告等)
	警報・注意報等	警報の危険度分布 ※1	洪水予報	
警戒レベル5	・大雨特別警報		・氾濫発生情報	・災害発生情報
警戒レベル4	・土砂災害警戒情報 ・高潮警報※2 ・高潮特別警報	・極めて危険 ・非常に危険	・氾濫危険情報	・避難指示（緊急） (避難指示（緊急）は、緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令) ・避難勧告
警戒レベル3	・洪水警報 ・大雨警報※3 ・高潮警報に切り替える可能性が高い注意報	・警戒（警報級）	・氾濫警戒情報	・避難準備・高齢者等避難開始
警戒レベル2	・大雨警報に切り替える可能性が高い注意報 ・洪水注意報 ・大雨注意報 ・高潮注意報	・注意（注意報級）	・氾濫注意情報	
警戒レベル1	・早期注意情報（警報級の可能性）			

警報の危険度分布には、次の3つがある。

- ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布
- ・大雨警報（浸水害）の危険度分布
- ・洪水警報の危険度分布

注) ※1：警報の危険度分布には、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布がある。

※2：暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難勧告（警戒レベル4）に相当する。

※3：夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は、避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）に相当する。

■警戒レベルと住民がとるべき行動

警戒レベル	住民等がとるべき行動
警戒レベル5	・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。
警戒レベル4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所等への移動が危険と思われる場合は、近隣の安全な場所やその時点で居る建物内のより安全な部屋等へ避難する。
警戒レベル3	・避難に時間を要する高齢者、障害者、乳幼児等とその支援者は立退き避難する。 ・その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。 ・特に、土砂災害警戒区域等や急激な水位上昇の恐れがある河川沿いに居住する人は準備が整い次第避難する。
警戒レベル2	・避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル1	・災害への心構えを高める。

出典：「避難勧告等に関するガイドライン（平成30年度）」、警戒レベル設定の広報をもとに作成。

■住民等の円滑かつ安全な避難の確保

～指定緊急避難場所と指定避難所等の確保～

● 指定緊急避難場所の指定（避難場所の収容地区の調整）

災害対策基本法の改正により、一定期間滞在する避難所と区別して、安全性等の一定の基準を満たす施設・場所を「指定緊急避難場所」としてあらかじめ指定するよう規定されたことを踏まえて、あらためて「指定緊急避難場所」として明記した。

また、本町では、災害種別に応じて、指定緊急避難場所の基本的な収容地区を定めているが、令和元年台風第 19 号に伴う避難の際に、避難者と収容人数に過不足が生じたことから、風水害に対応する各指定避難所の収容地区を調整・修正した。

○ 修正の要因となった近年の災害・発生時期

- ・ 東日本大震災（H23.3）
（令和元年台風 19 号（R1.10）→収容地区の調整＜風水害対策編のみ＞）

○ 修正の根拠・理由等

- ・ 災害対策基本法の改正（H25.6）
- ・ 防災基本計画の修正（H26.1、H28.5）

○ 巨理町地域防災計画の 該当する項目 （修正する箇所）

地震	津波	風水害
2 章 21 節	2 章 21 節	2 章 17 節

■令和元年台風第 19 号の際の避難の状況



避難者で一杯になった中央公民館



比較的余裕があった巨理中学校

台風第 19 号対応時において、逢隈地区の指定避難所の 1 つである中央公民館は、先行して「自主避難所」として開設していたことから、早い段階で満員となり、新たに避難してきた住民を、近隣の他の指定避難所に誘導することとなった。

これらの反省を踏まえ、施設規模と対象地区の人口規模等を勘案して、施設規模の大きな巨理中学校の収容地区に、逢隈地区を追加したものの。

■災害復旧・復興への備えの強化

～早期の生活再建に向けた取組みの強化～

● 罹災証明書の交付体制等の整備（対象を農地等にも拡大）

熊本地震での教訓を踏まえ、防災基本計画において住家の被害認定調査や罹災証明書の交付を行う部局をあらかじめ定めること、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めること等が示されたため、体制の整備等必要な記載を追加した。

また、罹災証明書等の証明の範囲を住家被害のほか、動産や事業所の被害、農地等の被害等を含むことを明記した。

○ 修正の要因となった近年の災害・発生時期

- ・熊本地震（H28.4）

○ 修正の根拠・理由等

- ・防災基本計画の修正（H29.4）

○ 巨理町地域防災計画の該当する項目（修正する箇所）

地震	津波	風水害
4章2節	4章2節	4章2節

■罹災証明書等

住家の罹災証明書

罹災証明書

被災が顕著な被災人（住居）

住所 TEL () ()

申請者 現在の連絡先 TEL () ()

〒 氏名 印

罹災者氏名 印

氏名	性別	生年月日	氏名	性別	生年月日
	男/女			男/女	
	男/女			男/女	
	男/女			男/女	

罹災箇所
 住居
 住家・居住家(所有者名) 住宅
 住家・家主 非住居

罹災証明書の発行
 申請 届出 大規模半壊 半壊
 半壊(半壊) 一部倒壊(一部半壊) 倒壊(倒壊)
 被災者(被災者) 被災者(被災者)

罹災状況

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日 巨理町長 印

事業所等の被災証明願

被災証明願

年 月 日

巨理町長 様

(届出人) 住所 巨理町

申請人 印

電話番号

年 月 日 に発生した の被害により、下記のとおり被災しましたことを願います。

記

(1) 被災場所 _____

(2) 被災物件 _____

(3) 被災状況 _____

(4) 証明の必要理由
 下記の該当するものに○をつけてください。
 ア、損害保険等の給付金請求に必要なため
 イ、その他 ()

(5) 添付書類
 状況のわかる写真等

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日 巨理町長

農地の罹災証明願

罹災証明願

年 月 日

巨理町農業委員会 様

住所 氏名 印

電話番号

私の所有(経営)する農地について、年 月 日 に発生した
 により下記のとおり被害を受けたので証明願います。

No.	大字	字	地番	地目	面積	被害の概要
						がれき等、汚濁等、表土流失、 農水収入、その他()
						がれき等、汚濁等、表土流失、 農水収入、その他()
						がれき等、汚濁等、表土流失、 農水収入、その他()
						がれき等、汚濁等、表土流失、 農水収入、その他()
						がれき等、汚濁等、表土流失、 農水収入、その他()
						がれき等、汚濁等、表土流失、 農水収入、その他()
						がれき等、汚濁等、表土流失、 農水収入、その他()
						がれき等、汚濁等、表土流失、 農水収入、その他()
						がれき等、汚濁等、表土流失、 農水収入、その他()
						がれき等、汚濁等、表土流失、 農水収入、その他()

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日 巨理町農業委員会 会長

■災害復旧・復興への備えの強化

～早期の生活再建に向けた取組みの強化～

● 町災害廃棄物処理計画の策定

迅速・適切な災害廃棄物処理は、早期復旧・復興に向けて重要な事項となる。最近の自然災害においては、自治体の中には、仮置場（片づけごみ等集積所）の設定と排出・分別方法の広報・周知の遅れ等から、無秩序な排出が行われ、処理困難な大量の混合ごみを抱えるという問題が生じた。

本町においても、災害廃棄物の迅速・適正な処理に向けて、町災害廃棄物処理計画の策定を明記し、関連する事項の記載を充実した。

○ 修正の要因となった近年の災害・発生時期

- ・東日本大震災（H23.3）
- ・熊本地震（H28.4）、平成30年7月豪雨（H30.7）などの自然災害

○ 修正の根拠・理由等

- ・廃棄物処理法・災害対策基本法の改正（H27.7）
（※廃棄物処理法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律）
- ・防災基本計画の修正（H28.2）

○ 巨理町地域防災計画の該当する項目（修正する箇所）

	地震	津波	風水害
	2章26節	2章26節	2章21節
	3章21節	3章20節	3章23章

■発災初期における廃棄物の排出状況（平成30年7月豪雨の事例）



路上に集積された災害廃棄物



住家の前に集積された災害廃棄物



仮置場に混合状態で搬入された災害廃棄物



仮置場に混合状態で搬入された災害廃棄物

平成30年7月豪雨では、発災当初から片づけごみが大量に発生し、仮置場の設置や住民への周知の遅れ、想定以上の災害廃棄物の発生等により、道路や住宅地の公園等に片づけごみが溢れる事態となった。

また、分別が徹底されていなかったため混合状態で仮置場に搬入されてしまった事例も多数発生し、その後の処理により多くの労力を要することとなった。

出典：自然災害における災害廃棄物対策（環境省災害廃棄物対策室）
（日本防犯・防犯協会 2019年8月『地域防災』No.27）

2. 本町の施策の進捗や状況を踏まえた修正

- 医療救護体制・福祉支援体制の整備
- 緊急輸送体制の強化

災害対応の拠点となる役場庁舎・保健福祉センターについては、令和2年1月より新たな施設へと移転し、それらの機能を活かした災害対応を実践すべく、計画書内にも必要な修正を行った。

特に、保健福祉センターについては、高齢者、障害者、乳幼児当に対し、福祉支援体制の整備・推進に重要な役割を果たすものであり、併せて医療救護所としての機能も果たすことから、記載を充実した。

また、緊急輸送体制の1つとして期待されるヘリコプターとの連携については、新たに公共ゾーン防災広場への離着陸が可能となったことから、それらの機能強化に関する記載を追加した。

○ 修正の要因となった近年の災害・発生時期

—

○ 修正の根拠・理由等

- ・ 役場本庁舎及び保健福祉センター移転に伴う防災拠点施設の整備

○ 巨理町地域防災計画の該当する項目 (修正する箇所)

地震	津波	風水害
2章18節 2章20節	2章18節 2章20節	2章14節 2章15節



巨理町役場本庁舎（新庁舎）



保健福祉センター内のホール



公共ゾーン防災広場

● 情報通信の整備（情報伝達ルート多重化）

災害対応に重要な役割を果たす情報通信については、ICT（情報通信技術）の進展及びそれに対応した町施策の進捗により、その状況は徐々に変化してきているため、記載を再整理した。

- ・ 予防対策では、現状に即した整備の方向（多重化）を示すとともに、留意すべき事項等を追加した。
- ・ 応急対策では、現状に即して災害時の通信連絡手段を整理するとともに、有線通信が途絶した場合の措置等を更新・整理した。

○ 修正の要因となった近年の災害・発生時期

—

○ 修正の根拠・理由等

- ・ 近年のICTの進歩、町の情報通信整備の進展

○ 巨理町地域防災計画の該当する項目（修正する箇所）

地震	津波	風水害
2章14節 3章1節	2章14節 3章1節	2章10節 3章3節

■ 地域防災計画（3章災害応急対策）の主な修正事項

項目	概要
有線通信が途絶した場合の措置を再整理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県・近隣市町村、町出先等連絡先に応じた手段を記載 ・ 非常無線通信に係る無線通信局の記載等を整理
現状の情報通信サービスの状況を踏まえて修正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「非常（緊急）通話」、「非常（緊急）電報」の取扱い廃止（平成27年7月）に伴い記載を削除
被災者等の通信連絡手段としてとりまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板【既存】 ・ 災害時特設公衆電話の設置【新規】（指定避難所、地区交流センター等公共施設に事前に回線構築済、災害時すぐに設置できる。）

3. 関係機関及び本町の組織等変更に伴う修正

●災害応急対策（第3章）の実施担当は、災対部名を明記

本町のこれまでの地域防災計画では、各章とも、業務の実施担当は通常の課名で表記してきた。

大規模災害時には、各編の3章に示す災害応急対策は、通常の組織体制と異なる災害対策本部体制で実施することになるため、実働体制に即して、災害対策本部体制名（災対部）を明記するとともに、主な担当課の明確化等を考慮し、括弧書きで通常の課名を併記することとした。

○ 修正の要因となった近年の災害・発生時期

—

○ 修正の根拠・理由等

—

○ 巨理町地域防災計画の 該当する項目 (修正する箇所)

地震

津波

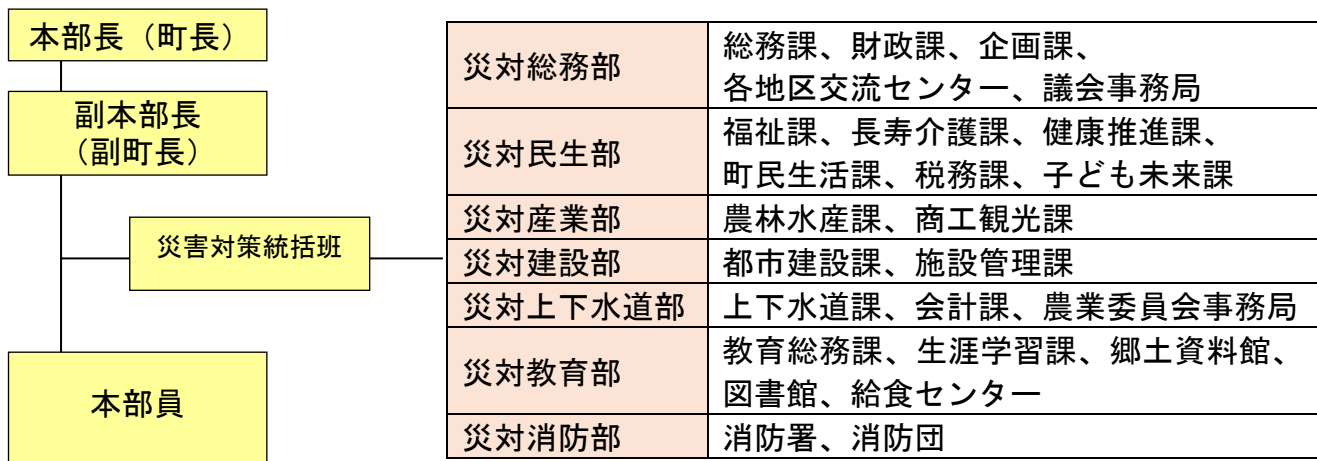
風水害

3章
(全体)

3章
(全体)

3章
(全体)

■災害対策本部の編成（令和2年4月1日～）



■災対部での表記例

- ・ 災対民生部（健康推進課、町民生活課）
- ・ 災対総務部（総務課）